

公営住宅の入居者を募集します

定住促進課

受付期間	平成29年12月1日(金)～平成29年12月12日(火)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	8戸
お申し込みに必要なもの	1.入居申込書 2.住宅等状況申告書 3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など) 4.地方税の滞納が無い事を証明する書類(平成28年1月1日現在町内に住所があった方は同意書で可) 5.世帯全員分の住民票(町外の方のみ)※本籍地の表示は不要 6.その他必要と認める書類 7.印鑑 ※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。 ※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。

●公営住宅 ※ペットの飼育はできません。

	募集団地	住 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	西8号団地 A3 3LDK(71.3㎡)	西町8丁目4番	・1戸(3階) ・20,000円～29,800円	・昭和63年 ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	北団地 A3 2LDK(66.9㎡)	北町3丁目11番	・1戸(2階) ・21,300円～31,800円	・平成4年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
③	北団地 A4 3LDK(70.2㎡)	北町3丁目11番	・1戸(2階) ・22,700円～33,800円	・平成5年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF)は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
④	清流東団地 A3 3LDK(66.56㎡)	西町1丁目19番	・1戸(1階) ・20,600円～30,700円	・昭和62年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑤	清流東団地 A3 3LDK(66.56㎡)	西町1丁目19番	・1戸(2階) ・20,600円～30,700円	・昭和62年 ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑥	清流中央団地 A2 1LDK(50.97㎡)	西町3丁目8番	・1戸(1階) ・16,500円～24,500円	・平成14年(オール電化住宅) 耐火構造2階建て・ユニットバス付き・物置付き、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑦	西団地 A1 2LDK(67.24㎡)	北町2丁目8番	・1戸(2階) ・21,800円～32,500円	・平成15年(オール電化住宅) 耐火構造2階建て・ユニットバス付き・物置付き、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑧	西団地 A2 2LDK(67.24㎡)	北町2丁目5番	・1戸(2階) ・21,900円～32,700円	・平成16年(オール電化住宅) 耐火構造2階建て・ユニットバス付き・物置付き、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。

町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方

1. 同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方
 ※人数要件:世帯構成が、原則4人以上(①、③)。原則3人以上(②、④、⑤、⑦、⑧)。原則1人以上(⑥)

2. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下
 ※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。

入居資格

- ・1957(昭和32)年4月1日以前に生まれた方で、かつ、同居者のいずれもが昭和32年4月1日以前生まれ又は18歳未満の方がいる場合
- ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合
- ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合
- ・精神障がい等級1級から2級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合
- ・ハンセン病療養者の方などがいる場合

その他 入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。

選考方法 入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

入居期限 12月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。

敷金 家賃の3カ月分

連帯保証人 入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。
 ※2人の保証人がいない場合は入居を取り消します。

お問い合わせ 定住促進課住まい室 ☎82-2111(内線115、116)

その他 上記の外に、第三小学校横(東8号南1番地)に町営住宅の空きが1戸あります。子供のいる方優先で入居可能ですので関心のある方は、お気軽にお問い合わせください。